

朝日大学オープンアクセスポリシー

(趣旨)

第1条 朝日大学(以下「本学」という。)は、本学における研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与すること、またその成果を社会に還元すること、地域及び国際社会の持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関する方針(以下「本方針」という。)を定める。

(研究成果の公開)

第2条 本学は、本学に在籍する研究者(以下「研究者」という。)が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載した論文等の研究成果(以下「研究成果」という。)を、「朝日大学機関リポジトリ」(以下「リポジトリ」という。)によって公開する。ただし、次の各号に掲げる方法で公開されている場合は、その限りではない。

- (1) オープンアクセスジャーナルに掲載する。
- (2) 論文のオープンアクセス・オプションを選択し、出版社ウェブサイトに掲載する。
- (3) 外部の機関が設置するプレプリント・サーバ等の外部リポジトリに登録する。

(適用の例外)

第3条 本学は、著作権等の理由でリポジトリへの登録による研究成果の公開が不適切である場合、当該研究成果を公開しないことができる。

(適用の不遡及)

第4条 本方針施行前に掲載された研究成果、本方針施行前に本方針と相反する契約が締結された研究成果には、本方針は適用しない。

(研究成果の提出とリポジトリへの登録)

第5条 リポジトリへの登録により公開する場合、研究者は、速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切なバージョンのファイルを本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、朝日大学機関リポジトリ運用指針に基づき取り扱う。

(改正)

第6条 このポリシーの改正は、理事長が学長の意見を聴いて、理事会において行う。

(雑則)

第7条 このポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

このポリシーは、2023年9月21日から施行する。